

千葉市立幕張海浜病院情報システム管理委員会設置要綱

(目的)

第1条 千葉市立幕張海浜病院における病院情報システム（以下「システム」という。）の適正な管理と効率的な運営、円滑な機能更新を図るため、千葉市立幕張海浜病院情報システム管理委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について、調査審議をする。

- (1) システムの管理・運営に関すること。
- (2) システムの機能改善及び更新に関すること。
- (3) その他委員会の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(組織)

- 第3条 委員長は、診療局長又は統括部長の職にある者をもって充てる。
- 2 副委員長は、医事室長の職にある者をもって充てる。
 - 3 委員は、委員長が指名する。

(委員長の職務)

- 第4条 委員長は、委員会を代表し、会務を総理し会議の議長となる。
- 2 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

- 第5条 委員会は、原則隔月開催とし、委員長が招集する。
- 2 委員会は、過半数の委員の出席がなければ開くことができない。
 - 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は委員長の決するところによる。

(関係職員の出席)

第6条 委員長は、必要に応じて委員以外の出席を求め、その説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、事務局医事室が所管する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 21 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 8 年 10 月 1 日から施行する。